

答申個第32号

平成27年6月17日

京都市長様

京都市情報公開・個人情報保護審査会

会長 佐伯 彰洋

(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市個人情報保護条例第36条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成27年2月27日付け企情管第7号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

理由説明書の個人情報開示決定についての異議申立てに対する決定（諮問個第60号）

## 1 審査会の結論

実施機関が行った個人情報開示決定は妥当である。

## 2 異議申立ての経過

- (1) 異議申立人は、平成26年11月19日に、実施機関に対して、京都市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第14条第1項の規定により、「異議申立て後に第2部会名で説明を受けました。たしか今年度より受けました。説明内容は強弁、詭弁等で役所の犯罪を正当化する内容でした。私から見れば偽証（嘘）、作文のたぐいでした。（シラを切るいわゆるゴマかす文章でした）1. つきましては貴所にファイルされている該当の文書をすべて（一切合切）開示して下さい。」という開示請求（以下「本件請求」という。）をした。
- (2) 実施機関は、本件請求に係る個人情報が記録されている公文書として「理由説明書（平成26年5月15日、平成26年5月15日、平成26年7月15日）」（以下「本件公文書」という。）を特定し、個人情報開示決定（以下「本件処分」という。）をし、平成26年12月10日付けで、その旨を異議申立人に通知した。
- (3) 異議申立人は、平成27年1月28日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第6条の規定により、本件処分の取消しを求める異議申立てをした。

## 3 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

## 4 実施機関の主張

個人情報開示決定通知書、理由説明書及び審査会での職員の説明によると、実施機関の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

### (1) 本件公文書について

#### ア 本件請求について

本件請求は上記2(1)のとおりであり、異議申立人の意見が記載された部分を除くと、異議申立人は、自身が異議申立てを行った後に京都市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）第2部会名で今年度に受けた説明で、実施機関にファイルされている該当の文書のすべて（一切合切）の開示を請求しているものであると考えられる。

#### イ 本件公文書の特定について

異議申立人が平成26年11月19日の個人情報開示請求前に第2部会に平成26年度に出席したのは、平成26年7月23日、諮問個第28号及び第29号の事案の口頭意見陳述の時である。審査会第2部会は、この時、諮問個第28号及び諮問個第29号の事案について、異議申立人から口頭意見陳述を受けた。この場で、諮問個第28号及び諮問個第29号の事案の諮問庁（以下「諮問庁」という。）から提出された理由説明書の内容について、異議申立人と審査会第2部会委員との応答があったため、実施機関において保有する、諮問個第28号及び諮問個第29号に係る諮問庁から審査会第2部会に提出された本件公文書を、請求に係る公文書として特定した。実施機関は、審査会の事務局であるため、本件公文書を保有していたものである。

## (2) 本件処分について

異議申立人は、異議申立書において、西京区役所区民部市民窓口課及び総合企画局市長公室広報担当の対応を非難する様々な記載をしたうえで、「本件の件ですが、今まで「ありません」と回答していたので、今回はニセモノと存じます。西京区に確認して下さい。」と述べているだけである。

実施機関は、諮問庁から審査会第2部会に提出された理由説明書をそのまま開示しており、「ニセモノ」との主張が何を指すのか理解しかねるが、公文書の特定は上記(1)イのとおり行っており、なんら問題はないものである。

なお、異議申立人は本件請求と同じ平成26年11月19日に「情報公開コーナーで保存されている私に関する書類すべて」との請求を行い、本件公文書を含む理由説明書7件をはじめ104件の公文書を開示する個人情報開示決定を行っている。

## (3) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

## 5 異議申立人の主張

異議申立書によると、異議申立人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

本件の件ですが、今まで「ありません」と回答していたので、今回はニセモノと存じます。西京区に確認してください。

## 6 審査会の判断

当審査会は、実施機関の主張及び異議申立人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

### (1) 本件公文書について

本件公文書は、諮問個第28号及び第29号について、諮問庁が当審査会に提出し、審査

会の事務局である総合企画局情報化推進室情報管理担当が保管する3件の理由説明書である。

(2) 文書特定について

実施機関の説明によると、平成26年7月23日の審査会第2部会において、諮問個第28号及び第29号の審議の際、異議申立人による口頭意見陳述を受け、その際に本件公文書について当審査会と異議申立人との間で口頭での応答があったため、本件公文書の特定に至ったとのことである。

(3) 本件処分について

ア 請求日である平成26年11月19日時点において、当審査会が異議申立人と直接応答を交わしたのは、平成26年7月23日の審査会第2部会においてのみであり、また、諮問庁からの理由説明書は、その写しを第2部会名で異議申立人に送付していることから、異議申立人が「第2部会名で説明を受けました」のは平成26年7月23日の口頭意見陳述において、その内容に関しやり取りを行った本件公文書を指すとする実施機関の判断は不合理なものとは認められない。

イ 異議申立人は、本件公文書が「ニセモノと存じます」と主張しているが、平成26年7月23日の審査会第2部会で審議したのは、諮問個第28号及び諮問個第29号であり、実施機関が本件公文書に何ら手を加えることなく開示したことは当審査会において確認済みであるから、本件公文書が「ニセモノ」であるとする異議申立人の主張の根拠が不明である。

(4) 以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

平成27年	2月	27日	諮問（諮問個第60号）
	3月	27日	実施機関からの理由説明書の提出
	5月	20日	実施機関の職員の理由説明（平成27年度第2回会議）
	6月	17日	審議（平成27年度第3回会議）

※ 異議申立人から意見書の提出はなかった。また、異議申立人から意見陳述の希望がなかったため、意見の聴取は行わなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第2部会（部会長 市川 喜崇）